

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：平成27年12月4日（金） 9：45～9：55

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官
河野 太郎 国家公務員制度担当大臣
麻生 太郎 財務大臣
高市 早苗 総務大臣
塩崎 恭久 厚生労働大臣
甘利 明 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
萩生田 光一 内閣官房副長官
世耕 弘成 内閣官房副長官
杉田 和博 内閣官房副長官
横島 裕介 内閣法制局長官

議事内容：

○菅官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。去る8月6日に行われた本年度の人事院勧告を受けての国家公務員の給与の取扱いについては、8月7日に第1回の当会議を開催し、御協議いただいたところではありますが、各府省におけるその後の検討を踏まえ、御意見をお伺いしてまいりたいと思います。

始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○河野国家公務員制度担当大臣：一般職の国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置の根幹をなす人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、経済の好循環を推進するマクロ経済政策と整合的であることから、勧告どおり改定する方針を決定することが適当と思います。なお、厳しい財政事情を踏まえ、「経済・財政再生計画」に沿って、給与制度の総合的見直し等を着実に進めてまいります。一般職の国家公務員の勤務時間については、人事院勧告どおり、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充する方針を決定することが適当と思います。特別職の国家公務員の給与については、おおむね一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うべきと思います。

○菅官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○麻生財務大臣：現在の財政は、御存知のとおり極めて厳しい状況にあります。人事院勧告制度の趣旨、現在の経済政策の方向性、及び給与制度の総合的見直しの着実な推進が勧告に盛り込まれていること、「経済・財政再生計画」の考え方に沿っていること等を勘案すれば、勧告どおり給与改定を実施することに異存はございません。

○菅官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○高市総務大臣：地方公務員の給与改定については、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、これを基本として決定すべきものであると考えます。また、今後とも、地方公共団体に対し、適正な定員管理や給与の適正化を推進するとともに、地域民間給与のよりの確な反映などの給与制度の総合的見直しを着実に推進するよう要請して

まいります。さらに、地方公務員の勤務時間におけるフレックスタイム制の拡充については、国家公務員の取組を踏まえ、各地方公共団体の実情に即し、適切に取り組むよう要請してまいります。

○菅官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○塩崎厚生労働大臣：本年の人事院勧告につきましては、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、本日の会議において、勧告どおり給与改定を行う方針を決定することが適当であると考えます。また、女性の活躍は安倍内閣の最重要課題の一つであります。配偶者手当の在り方につきましては、人事院において国家公務員における検討がなされていると承知しています。厚生労働省としても、民間企業における女性の活躍の更なる促進に向け、労使に対し配偶者手当の在り方について検討を促すため、年内に検討会を設置し、本年度中に報告書を取りまとめたいと思います。

○菅官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○甘利経済財政政策担当大臣：月例給及びボーナス引上げ等を内容とする、今年の人事院勧告の取扱いについては、雇用・所得環境の改善が続くなか、民間給与の上昇を反映した人事院勧告を尊重するとの基本的立場から、本日の会議において、勧告どおり給与水準の改定等を実施する方針を決定することが適切であると考えます。政府としては、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし、「戦後最大のGDP六〇〇兆円」に向け、それにふさわしい賃上げの実現に取り組み、民間主導の自律的な経済の好循環を確立しなければなりません。あわせて、「経済再生なくして財政健全化なし」との安倍内閣の基本哲学の下、「経済・財政再生計画」を着実に推進してまいります。また、女性の活躍促進は安倍内閣の最重要課題の一つであります。政府としては、女性が働きやすい税制・社会保障制度等の実現に向け、引き続き全力で取り組みます。人事院におかれても、国家公務員の配偶者手当の見直しについて、具体的な検討を加速していただきたいと考えます。

○菅官房長官：他に御意見のある方、よろしいですか。それでは、これまでの検討状況を踏まえ、お配りいたしました閣議決定案及び内閣官房長官談話案についてお諮りしたいと思います。これらについて御了承いただけますでしょうか。

○菅官房長官：ありがとうございます。それでは、この両案については御賛同をいただいたものとして所要の手續を進めることといたします。なお、この際、国家公務員制度担当大臣から御発言があります。

○河野国家公務員制度担当大臣：本日の決定に至る過程における関係閣僚の方々の御尽力に感謝申し上げます。この後開催される閣議において、取扱方針の閣議決定案についてご決定をお願いしますので、よろしく願いいたします。

○菅官房長官：それでは、本年度の給与関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

(以上)